

# 指定手続きについて（個人事業者向け）

## [新規指定手続]

下記「必要書類」を水道施設課窓口まで持参、または郵送にて受付いたします。

証書を発行しましたらご連絡をします。納付書を窓口まで受け取りに来ていただき、銀行窓口にて手数料を納入していただいた後に、証書をお渡します。

- 必要書類
  - ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
  - ② 誓約書（様式第2）
  - ③ 機械器具調書（別表）【切断・加工・接合・テストポンプ等器具類他】  
※水道法施行規則第20条に定める機械器具類は必須となります
  - ④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届（様式第3）
  - ⑤ 指定事業者確認書（業務内容・研修受講状況・技術者確認事項）
  - ⑥ 案内図
    - 1. 事業所から和光市役所までのルートを赤線で表記したもの
    - 2. 事業所付近の詳細図
  - ⑦ 写真【事業所の全景（看板入り）、事業所内、機械器具調書に記載の器具類】
  - ⑧ 住民票の写し
  - ⑨ （屋号の登録がある場合）屋号を証明できる書類
  - ⑩ 受講者証、資格証の写し
  - ⑪ 主任技術者免状の写し
  - ⑫ ご担当者様の名刺
- 手数料 10,000円
- 指定日 原則、1日から10日までに申請があった場合 → 翌月1日  
11日から末日までに申請があった場合 → 翌々月の1日  
※指定日が土日祝等の閉庁日の場合、翌開庁日となります。  
※工事の施工予定等があり、指定の取得を急いでいる場合はご相談ください。
- 有効期間 指定日から5年間となります（事業者証に記載されています）  
例）指定日：令和3年11月1日 → 満了日：令和8年10月31日

## [更新手続]

指定の有効期間は5年と定められているため、更新手続が必要となります。有効期間の満了日が近づいた事業者には、更新に関するご案内を送付します。

更新を希望される場合は、通知文書に記載されている更新期間内に、下記「必要書類」を水道施設課窓口まで持参、または郵送にてご提出ください。

新たな証書を発行しましたら納付書とともに郵送しますので、必ず納付期限内に手数料をお支払いください。期限内に納入されない場合は、失効となりますのでご注意ください。

- 必要書類
  - ① 上記「新規指定手続」に必要な書類一式
  - ② 発行済みの指定事業者証
- 手数料 10,000円
- 指定日 有効期間満了日の翌日  
※指定日が土日祝等の閉庁日の場合、翌開庁日となります

●有効期間 ・令和元年9月30日までに指定を受けた事業者

指定日	有効期間満了日	更新手続の期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日	令和2年4月1日～8月10日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日	令和3年4月1日～8月10日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日	令和4年4月1日～8月10日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日	令和5年4月1日～8月10日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日	令和6年6月3日～8月13日

※閉庁日を除く

・令和元年10月1日以降に指定を受けた事業者

指定日から5年間となります。（事業者証に記載されています）

例）指定日：令和3年11月1日 → 満了日：令和8年10月31日

## [変更手続]

屋号、事業所の所在地が変更となる場合は、変更となった日から30日以内に下記「必要書類」を水道施設課窓口まで持参、または郵送にてご提出ください。

※連絡先（電話番号、FAX番号）の変更は、電話にてご連絡ください

- 必要書類 ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届（様式第10）
- ② 誓約書（様式第2）
- ③ 屋号の変更 → 屋号を証明できる書類  
事業所の所在地の変更 → 住民票の写し
- ④ 事業所の案内図及び写真（所在地変更の場合）
- ⑤ 発行済みの指定事業者証（記載事項に変更がある場合）
- ⑥ ご担当者様の名刺

●手数料 不要

●有効期間 変更手続により有効期間満了日は変更されません。

## [廃止・休止・再開手続]

指定の廃止、休止、再開を行う場合は、下記「必要書類」を水道施設課窓口まで持参、または郵送にてご提出ください。

- 必要書類 ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
- ② （廃止、休止の場合）指定事業者証

●手数料 不要